

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件
原告 辻 義則 外56名
被告 関西電力株式会社

準備書面(86)

(地盤の安定性について～被告準備書面(60)(61)に対する反論)

2022年3月3日

大津地方裁判所民事部合議B口係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸 謙 一

同 菅 充 行

同 高橋 典 明

同 吉川 実

同 加納 雄 二

同 田島 義 久

同 崔 信 義

同 定岡 由紀子

同 永 芳 明

同 藤木 達 郎

同 渡辺 輝 人

同 高橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人弁護士 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

同 清 水 脩

同 雪 谷 真里奈

同 関 口 速 人

同 中 川 博 貴

【目次】

第1 共通する論点(岩盤の引張強度に岩石の引張強度を流用していること)	4
1 被告の評価.	4
2 原告らによる問題点の指摘.	4
3 被告の反論.	4
4 原告らの再反論	5
第2 大飯原発敷地固有の論点について	6
1 G-G´ 断面のすべり安全性について.	6
2 岩級区分の恣意性について	8
3 自ら策定したフローに従っていないことについて.	9
4 異方性について	10
第3 高浜原発敷地固有の論点について	10
1 F-F´ 断面における流紋岩質凝灰岩のせん断強度について	10
2 F-C破碎帯の構造について	13
第4 美浜原発敷地固有の論点について	14
1 B破碎帯の不考慮について.	14
2 周辺斜面の安定性評価について	16
第5 結語.	18

【本文】

被告は、本件各原発敷地地盤の安定性についての原告らの主張【原告ら準備書面(76)(78)】に対し、準備書面(60)において大飯原発敷地地盤の安定性について、同(61)において高浜原発敷地及び美浜原発敷地の各地盤の安定性についてそれぞれ反論した。そこで、原告らは、これらについて、次のとおり再反論する。

本準備書面の構成は、次のとおりである。すなわち、第1では、各原発敷地に共通する論点について述べる。その後、第2において大飯原発敷地に固有の論点、第3において高浜原発敷地に固有の論点、第4において美浜原発敷地に固有の論点について述べる。

なお、本準備書面は、甲A第26号証(赤松純平博士作成に係る「大飯発電所基礎地盤の地震力に対する安定性について 補足 関電準備書面(60)への反論」、甲B第55号証(赤松純平博士作成に係る「高浜発電所3・4号機基礎地盤の地震力に対するすべり安定性評価について 補足(関電準備書面(61)への

反論)」、甲C第18号証(赤松純平博士作成に係る「美浜発電所基礎地盤及び周辺斜面の地震力に対する安定性について 補足(関電準備書面(61)への反論)」)に基づいている。

第1 共通する論点(岩盤の引張強度に岩石の引張強度を流用していること)

1 被告の評価

被告は、①大飯原発3,4号炉基礎地盤(G-G'断面)において、「発生する引張応力は大半が20kg/cm²以下であり、CH級岩盤の引張強度(74kg/cm²)以下であることから、安定性評価に影響を及ぼすものではないと考えられる。」と、②高浜原発4号炉基礎地盤(E-E'断面)において、「発生する引張応力は大半が20kg/cm²以下であり、CH級岩盤の引張強度(57kg/cm²)以下であることから、安定性評価に影響を及ぼすものではないと考えられる。」と、③美浜原発3号炉原子炉格納施設及び原子炉補助建屋基礎地盤(D-D'断面)において、「発生する引張応力は大半が10kg/cm²以下であり、CM級岩盤の引張強度(49kg/cm²)以下であることから、安定性評価に影響を及ぼすものではないと考えられる。」とそれぞれ評価している。

2 原告らによる問題点の指摘

原告らは、被告は、岩盤の引張強度を調査しておらず、上記①の「CH級岩盤の引張強度(74kg/cm²)」、上記②の「CH級岩盤の引張強度(57kg/cm²)」、上記③の「CM級岩盤の引張強度(49kg/cm²)」は、いずれも、岩石の引張強度を流用したものであると主張した。【原告ら準備書面(76)第2の3(13頁～14頁)、原告ら準備書面(78)第2の2(2)(8頁～9頁)、第3の1(2)イ(20頁～21頁)】。

3 被告の反論

これに対し、被告は、「岩盤の引張強度を調査していない、岩石の引張強度を流用した」との原告らの主張に直接の反論をしない(被告準備書面(60)26～27頁、同(61)17～18頁、28～29頁)から、これを事実上認めたものと考えられる。その上で、被告は、次のように反論している。

- (1) 被告は、各要素について、直応力が引張応力となる場合、当該要素の強度（せん断抵抗力）をゼロとみなしてすべり安全率を保守的・安全側に計算している。そのため、仮に原告らが主張するように、引張強度が弱い部分があり、当該部分が引張破壊を発生したとしても、被告の地盤安定性評価に何らの影響を与えるものではない（被告準備書面(60) 26頁、被告準備書面(61) 18頁、28～29頁）。
- (2) 岩盤の引張強度を直接調査することは容易ではなく、従来そうした調査手法は確立されていなかった。原告らは岩盤のせん断強度試験の結果から引張強度を推定しているが、岩盤のせん断強度試験の結果から引張強度を精度よく推定できるか否かについては確立した知見が得られていない（被告準備書面(60) 26～27頁、被告準備書面(61) 18頁）。

4 原告らの再反論

- (1) まず、被告は、岩盤の引張強度を調査していないのに、①でも②でも③でも「岩盤の引張強度」と表現したごまかしを認めなければならない。
- (2) 被告は、「『各要素について、直応力が引張応力となる場合、当該要素の強度をゼロとみなす』という保守的取扱いをしているから被告の地盤安定性評価に影響を与えない。」と主張している。このような主張をするのであれば、上記保守的取扱いをしたことによる安全側への評価の偏りが、岩盤の引張強度に岩石の引張強度を流用したことによる危険側への評価の偏りを凌駕することを定量的に明らかにしなければならない。それがなければ、被告の主張は単なる印象操作にすぎない。

そもそも、被告が本件各原発の設置変更許可申請の当時から、上記保守的取扱いによる安全側効果と岩石の引張強度の流用による危険側効果とを比較考量していたとは考えられない。もしそうだとすれば、この比較考量の妥当性も原子力規制委員会の審査の対象であるから、原子力規制委員会にその旨の説明をしなかった被告は、原子力規制委員会を騙したことになる。被告の上記反論は、後付けの苦し紛れの弁明にすぎないのである。

- (3) 被告は、岩盤の引張強度を調査することは容易ではないと述べ、この

調査をしなかったことを正当化しようとしている。しかし、原発敷地の基礎地盤のすべり安定性を判断するためには、岩盤が予想される引張応力を超える引張強度を持つことを確認することが必須であり、被告自身が「岩盤の引張強度」という概念を使用していることから、そのことは明らかである。

「岩盤の引張強度」を直接調査できないのであれば、周辺データからこれを推定するしかない。そして、赤松博士は、被告がした大飯原発地下の岩盤のせん断強度のデータと、地盤のせん断強度と引張強度との関係についての過去の調査結果（鉄道技術研究所によるもの、財団法人電力中央研究所・土木技術研究所によるもの）を用いて、大飯原発及び高浜原発の各地下の岩盤の引張強度を推定した。その結果は、上記1の①のCH級岩盤では、 $2.7 \sim 11 \text{ kg/cm}^2$ （バラツキを考慮すれば $1.5 \sim 6.1 \text{ kg/cm}^2$ ）

【原告ら準備書面(76)14頁】、上記1の②のCH級岩盤では $3.7 \sim 14.8 \text{ kg/cm}^2$ （バラツキを考慮すれば $3.2 \sim 12.8 \text{ kg/cm}^2$ ）【原告ら準備書面(78)9頁】であり、いずれも、発生する引張応力をはるかに下回るという結果になった。

乏しいデータからの推定であるから、原告らとしてはこれが絶対に正しいとまで主張するものではない。しかし、被告において、正しくないと考えるのであれば、被告なりの方法で岩盤の引張強度を推定すべきである。それをしないで、「(赤松博士が採用した方法で)引張強度を精度よく推定できるか否かについては確立した知見が得られていない。」として片付けようとする被告の態度は、不当極まりない。結局、推定することによって引張強度が大幅に低下する結果になることを避けようとしているものと考えられる。

- (4) 以上については、今回提出した赤松意見書3通（甲A第26号証6～7頁、甲B第55号証1～2頁、甲C第19号証3～4頁）を参照されたい。

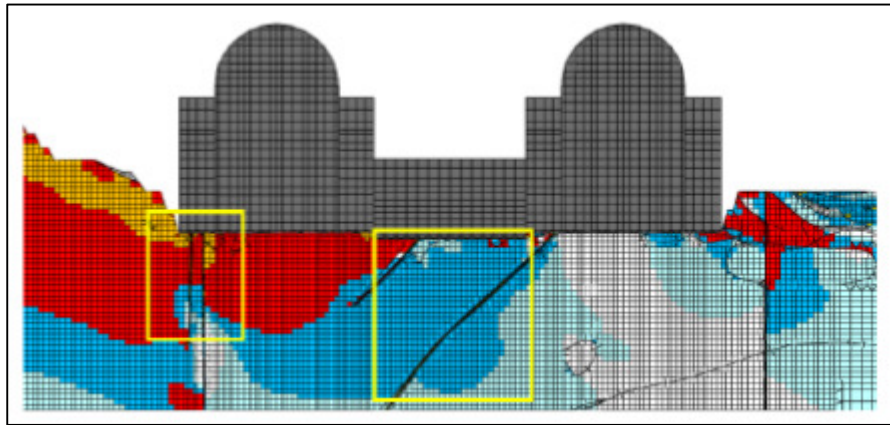
第2 大飯原発敷地固有の論点について

1 G-G'断面のすべり安全性について

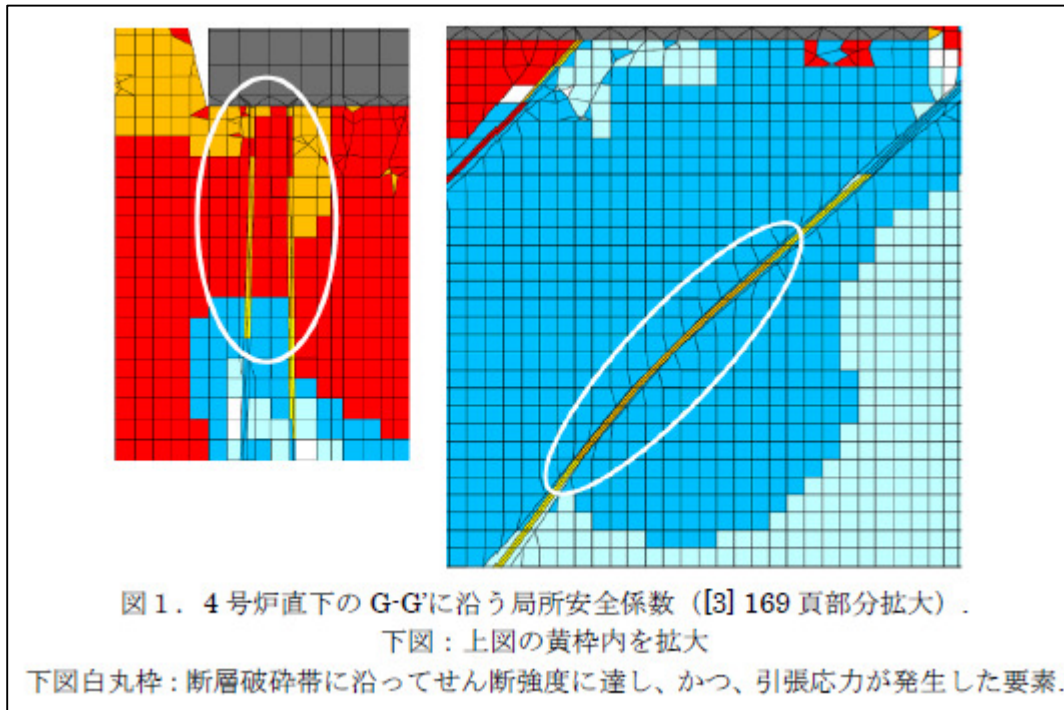
- (1) 被告は、G-G'断面（甲A第17号証169頁）を取り上げ、「赤色

に区分された要素ではせん断破壊が生じていないのであるから、赤色に区分された要素が広がっているからといって地盤安定性に問題があることにはならない。」と主張する（被告準備書面(60) 24頁9～11行目）。

(2) 被告は、図面を読み間違えている。G-G'断面の局所安全係数図（甲A第17号証169頁）は下記のとおりである。左側が4号炉、右側が3号炉である（黄色枠は赤松博士が加筆された。）。



上記黄色枠の部分の拡大図は下記のとおりである。



これによると、4号炉建屋の角部分と3号炉及び4号炉の中央付近の破

砕帯に沿って橙色の要素、すなわち「せん断強度に達し、かつ引張応力が発生した要素」が連続しているのである。原告ら準備書面(78)20頁で述べたように、「局所安全係数1.0以下の要素が連続してすべり面を形成している場合は、基礎地盤全体のすべり破壊に結び付く」。しかるに、被告は、この点について全く検討していない。

2 岩級区分の恣意性について

(1) 岩級区分の重要性について

ア すべり安全性は、「個々の要素のせん断強度の和／個々の要素のせん断応力の和」で評価される。せん断強度は、岩級区分によって異なり、CH級であるか、CM級であるかによって大きな差がある（原告ら準備書面(76)第2の2(5)）。

イ 要素に引張応力が働く場合、これが岩盤の引張強度を超えないことが求められる。岩盤の引張強度も、岩級区分によって異なり、CH級であるかCM級であるかによって大きな差がある。

(2) 被告は、大飯原発の基礎地盤の岩盤は、CH級であると評価した。

(3) これに対し、原告らは、被告の調査結果によれば、大飯原発の基礎地盤の岩盤は、3号炉の基礎底面ではCH級が43.9%、CM級が56.1%、4号炉の基礎底面ではCH級が78.0%、CM級が22.0%であり、地下150mまでのボーリング調査結果によれば、CM級岩盤が全体の36.6%を占めるから、すべてをCH級とした被告の評価は事実と異なると主張した（原告ら準備書面(76)第2の2(2)(3)）。

(4) これに対し、被告は、CH級と評価したのは、「一定の考え方に基づいて設定したものであり、何ら恣意的なものではな」と主張する（被告準備書面(60)25頁9～10行目）。ここに「一定の考え方」とは、「E.L-50mまでは3m程度、E.L-50m～150mまでは5m程度、E.L-150m以深は10m程度を基準としてその中で支配的な岩級区分を採用する」というものである。

この被告の主張には2つの問題がある。

一つ目は、基準範囲で51%を占める支配的岩級を全体の岩級として扱うという、いわば小選挙区制のシステムを採用することによって、小選

挙区制では議席の配分割合が有権者の政党支持割合を反映しないように、全体のせん断強度が実態とかけ離れてしまうことである。全体のせん断強度を実態に近いものにするためには、比例代表制のシステムこそがふさわしい。

二つ目は、被告がいう「一定の考え方」に従った場合、本当にすべての基準範囲で支配的岩級がCH級になるのかという問題である。赤松博士がこの点を検討された。これによると、E.L-50mまでの範囲では支配的岩級の50.4%がCM級であること、E.L-50m~-150mの範囲でも支配的岩級の29.2%がCM級であることが分かった(甲A第26号証3~6頁)。被告の主張は、自らの調査結果すら捻じ曲げようとするものである。被告は、原告らの主張について、「単に各ボーリング調査の結果得られた柱状図等を前提として、些末な部分も含めた割合の数値を過度に強調するものであり、失当である。」と述べる(被告準備書面(60)25頁末尾2行)が、これは、被告が、岩級区分のために、ボーリング調査の結果得られた柱状図以外の資料を用いたという趣旨か。もしそうであるなら、如何なる資料を用いたのか、明らかにすべきである。

(5) 以上については、赤松意見書(甲A第26号証)3~6頁を参照されたい。

3 自ら策定したフローに従っていないことについて

- (1) 被告が作成したフロー【被告準備書面(60)図表9(28頁)】によれば、すべり面上で引張応力が発生した要素については、すべり面の直応力が圧縮か否かを判定し、圧縮でなければ「強度ゼロ」と扱うことになっている。その場合、その要素に発生した応力については、他の要素に再配分する必要が生じる。
- (2) ところが、被告(小倉和巳原子力事業本部土木建築グループチーフマネージャー)は、原子力規制庁嶋崎昭夫安全規制管理官補佐から、応力の再配分をするのかという質問に対し、発生した引張応力が岩盤の引張強度よりも小さい場合は、応力の再配分をしないと回答したのである。
- (3) 応力の再配分が必要なのは、せん断破壊の判断のためである。これに対し、被告は、引張破壊が発生しないから(引張応力が引張強度よりも小

さいから) 応力再配分をする必要がないと回答している。被告の主張は、せん断破壊と引張破壊を混同するものであって、被告の考え方は、自ら策定したフローに従っていないというべきである。

(4) 以上については、赤松意見書(甲A第26号証)8~9頁を参照されたい。

4 異方性について

(1) 原告ら準備書面(76)第1の3(3)で述べたように、基礎地盤ガイドは、地盤パラメータの設定に当たっては異方性を適切に考慮することを求めている。

(2) 原告らは、大飯原発3、4号炉基礎地盤には明らかに異方性が認められるのに、被告が「有意な異方性は認められない」と明確に記載して、これを全く考慮していないことを批判した(原告ら準備書面(76)第2の5)。

(3) これに対し、被告は、原告らが「異方性が存在する」と主張しているのは、破砕帯やシームによる速度低下のことであるとした上、被告は、破砕帯やシームによる速度低下の可能性を考慮した上評価を行っており、地盤の安定性評価に当たっても破砕帯等の存在を含めてモデル化し、破砕帯が存在している部分には、それに沿う物性値を用いてすべり安全率を算定していると主張している(被告準備書面(60)33頁)。

(4) 被告の上記主張は、抽象的に、「破砕帯やシームによる速度低下の可能性を考慮している」というのみで、どの部分でどのように考慮しているのか具体的な主張がない。ちなみに、被告が検討対象としたすべり面は、解析断面(D-D'断面、E-E'断面、G-G'断面)上に設定されているが、これらの解析断面は、破砕帯の走向に対応しておらず、少なくともすべり面の選定に破砕帯の位置や走向が考慮しているとは考え難い。

(5) 以上については、赤松意見書(甲A第26号証)9~10頁を参照されたい。

第3 高浜原発敷地固有の論点について

1 F-F'断面における流紋岩質凝灰岩のせん断強度について

(1) 原告らは、F-C断層を構成する流紋岩質凝灰岩のせん断強度を被告

は「 2.9N/mm^2 」と評価しているが、これは、流紋岩のせん断強度を流用したものであって、流用できることの合理的根拠は示されていないと主張した。(原告ら準備書面(78)第2の3(2)ア)

(2) これに対し、被告は、流紋岩質凝灰岩のせん断強度を流紋岩のせん断強度と同程度と評価したことに根拠があったと主張する(被告準備書面(61)19頁)。すなわち、ここで被告は、上記流用の事実を認めたことを確認しておきたい。

(3) その上で、被告は、流用できることの根拠として、「被告が各岩種の初期せん断弾性係数を算出したところ、流紋岩の初期せん断弾性係数は $11,000\text{N/mm}^2$ 、流紋岩質凝灰岩の初期せん断係数は $12,000\text{N/mm}^2$ であり、同程度だったこと」を主張している。(被告準備書面(61)19頁)。

なるほど、甲B第51号証14頁には、岩石の動的変形特性のうち初期せん断弾性係数について記載があり、CH級以上の流紋岩質凝灰岩では 12000N/mm^2 、流紋岩では $11,000\text{N/mm}^2$ と記載されている。しかし、ここには物理特性・変形特性の数値が記載されているだけで、その係数の算出根拠が分からない。そこで、この係数の妥当性について検討する。

ア 甲B第51号証105頁には、PS検層試験結果として、CH級以上の流紋岩の「動せん断弾性係数」¹が「 $11,000\text{N/mm}^2$ 」であると記載されているが、流紋岩質凝灰岩については記載がない。しかし、ここに動弾性係数(G)の算出のための計算式が「 $G = (\gamma / g) \times V_s^2$ 」と書かれている(γ は単位体積重量、 g は重力加速度、 V_s はS波速度)。単位体積重量は、甲B第51号証14頁により、流紋岩、流紋岩質凝灰岩ともに 24.8kN/m^3 であることが分かっている。 g は定数である。そうすると、Gの大小は、 V_s の大小によって決まることになる。被告が主張するように、流紋岩質凝灰岩の初期せん断弾性係数が流紋岩のそれと同程度というためには、流紋岩質凝灰岩のS波速度が流紋岩のS波速度と同程度でなければならない。

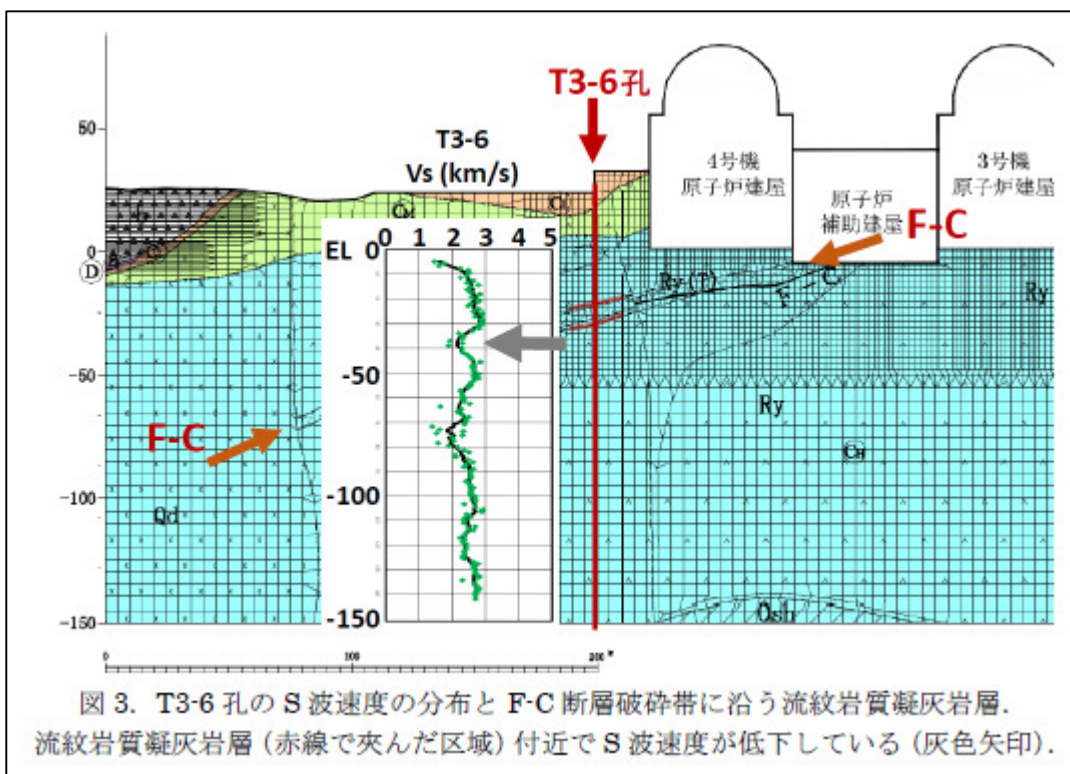
イ しかし、流紋岩質凝灰岩のS波速度は流紋岩のS波速度よりも明らかに小さい。そのことは、F-C破碎帯を含む流紋岩質凝灰岩の層が低

¹ 被告は、「動せん断弾性係数」を「初期せん断弾性係数」と同義として扱っている。

速度であることから明らかである【そのことは、原告ら準備書面(78)第2の3(2)イ(14～16頁)で詳しく述べた。】。

なお、低速度層の厚みは約10mであると推定される(甲B第50号証22頁の図12参照)。他方、被告の評価によれば、F-C破砕帯の厚みは、10cmである(乙B第18号証6-3-113頁には、「4号炉背面から実施したボーリング調査の結果、深度46.6m～46.74mと52.4m～52.5mで各断層が認められた」旨が記載されている。F-C破砕帯が1条か2条かという問題は、後述するが、被告の主張するとおり1条であれば厚みは約10cm、2条であれば約20cmということになる。)

ウ これに加えて、赤松博士は、今回、被告が作成したPS検層のS波速度のデータグラフ(甲B第5号証12頁)から高浜原発4号機直近のT3-6孔のデータだけを取り出し、そのグラフとF-F'断面図とを重ね合わされた。その結果、流紋岩質凝灰岩層付近においてS波速度が低下していることが分かった(甲B第55号証3～4頁)。その図を下記に引用する。



- エ 以上によれば、流紋岩質凝灰岩のS波速度が流紋岩のS波速度と同程度ということは考え難く、流紋岩質凝灰岩のせん断強度が流紋岩のせん断強度と同程度ということもあり得ない。
- (4) よって、被告が流紋岩質凝灰岩のせん断強度として流紋岩のせん断強度を流用したことは、明らかに誤りである。
- (5) なお、被告は、「F-C破砕帯にはせん断強度の低い破砕帯の物性値を用いて評価している」から問題がないかのような主張をする（被告準備書面(61)21頁初行～11行目）が、低い値のせん断強度をわずか10cm幅の破砕帯に用いたところで、全体のせん断強度に与える影響はわずかである。問題は厚み10mにも及ぶ流紋岩質凝灰岩で構成される低速度層のせん断強度なのである²。
- (6) 以上については赤松意見書（甲B第55号証）2～5頁を参照されたい。

2 F-C破砕帯の構造について

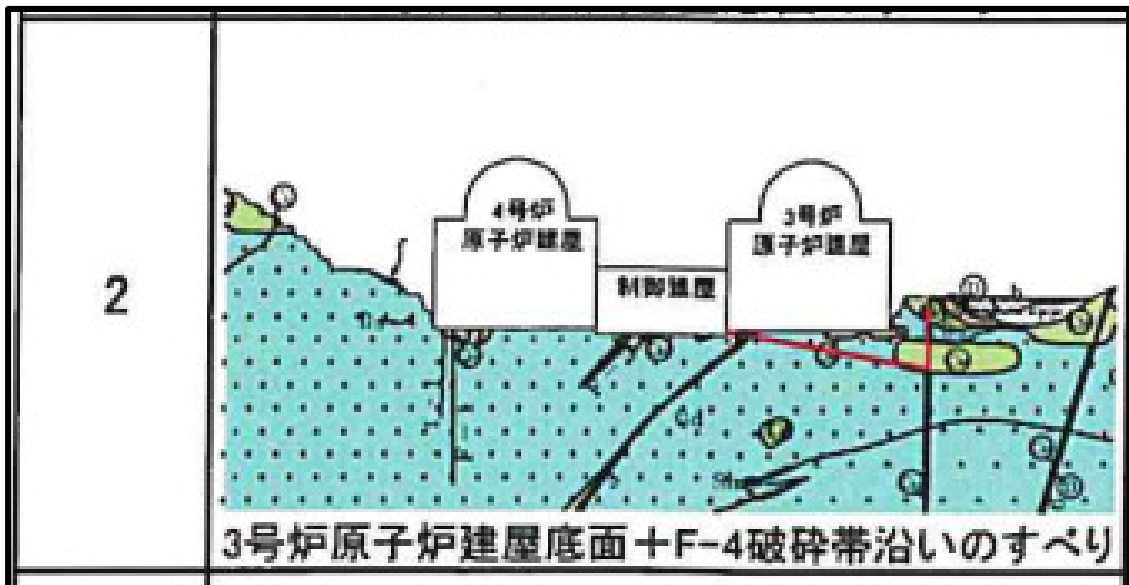
- (1) 原告らは、被告作成にかかる高浜原発の設置変更許可申請書（乙B第18号証）に、被告自身の手によって、F-C破砕帯について、水抜き抗の抗口から約140m～約175mの区間の流紋岩質凝灰岩の中に2か所の断層が認められ、H25-9孔のボーリング調査の結果によっても2か所の断層が認められた。」と書かれていることを根拠に、F-C断層は2個の断層で形成されているのに、1個の断層である前提で地盤安定性評価をしているのは不当であると主張した。（原告ら準備書面(78)16頁）。
- (2) これに対し、被告は、水抜き抗及びH25-9孔で2か所に断層が見つかったことは認めながら、「この2か所の破砕部が存する箇所は限定的であるため、1条の破砕帯が局所的に枝分かれしたものと評価するのが

² なお、原告らは、準備書面(78)17頁初行～7行目において、被告は、すべりに対する安全性を評価するにあたり、「想定すべり面を形成する破砕帯が低速度であるのに、別種類の岩石の岩盤の試験結果をそのまま流用するなど」したと記載したが、原告らが問題にするのは「F-C破砕帯」ではなく、「F-C破砕帯を含む流紋岩質凝灰岩」であるので、その旨補充しておく。

ら準備書面(78)19～20頁

- (2) これに対し、被告は、①B破砕帯は、原子炉建屋底面をすべらせる方向に続いているものではなく、地盤ガイドが静的非線形解析等による検討を必要とするケースに該当しないから、これを考慮する必要がない、②引張応力分布図によって当該領域で実際に発生する引張応力の大半が10 kg/cm²以下であり、CM級岩盤の引張強度49 kg/cm²を大きく下回るから、実際には引張破壊は生じず、静的非線形解析等を用いて安定性を評価する必要がない、③B破砕帯のように、建物基礎に対して高角度の破砕帯はその影響は大きくない旨主張する。(被告準備書面(61)24～28頁)
- (3) 被告の上記主張のうち、②については、被告は、CM級岩盤の引張強度として岩石の引張強度を流用しているのであるから、上記第1で述べたように、被告の主張は理由がない。

①については、被告の主張は明らかではない。被告は、すべり面の設定方法を、被告準備書面(61)7頁の【図表2】で説明しており、これによると、「破砕帯沿いのすべり面」では、破砕帯が建物基礎にぶつかる場合だけを想定しているようである。これに対し、B破砕帯は、美浜原発3号炉建屋基礎にぶつかっているものではないから、検討する必要がないという趣旨かもしれない。しかし、被告は、大飯原発3、4号炉のG-G'断面では、下記に転記するように、原子炉建屋基礎にぶつかっていないF-4破砕帯に沿うすべり面を想定してすべり安全率を算出している(甲A第17号証50頁のすべり面番号2)。B破砕帯に沿うすべり面を想定する必要がないという被告の主張は理解しがたい。



③についても、被告がすべり面を想定した大飯原発敷地のF-4 破碎帯は、上記のとおり、高角度の破碎帯であることを指摘しておく。被告の主張は首尾一貫していない。

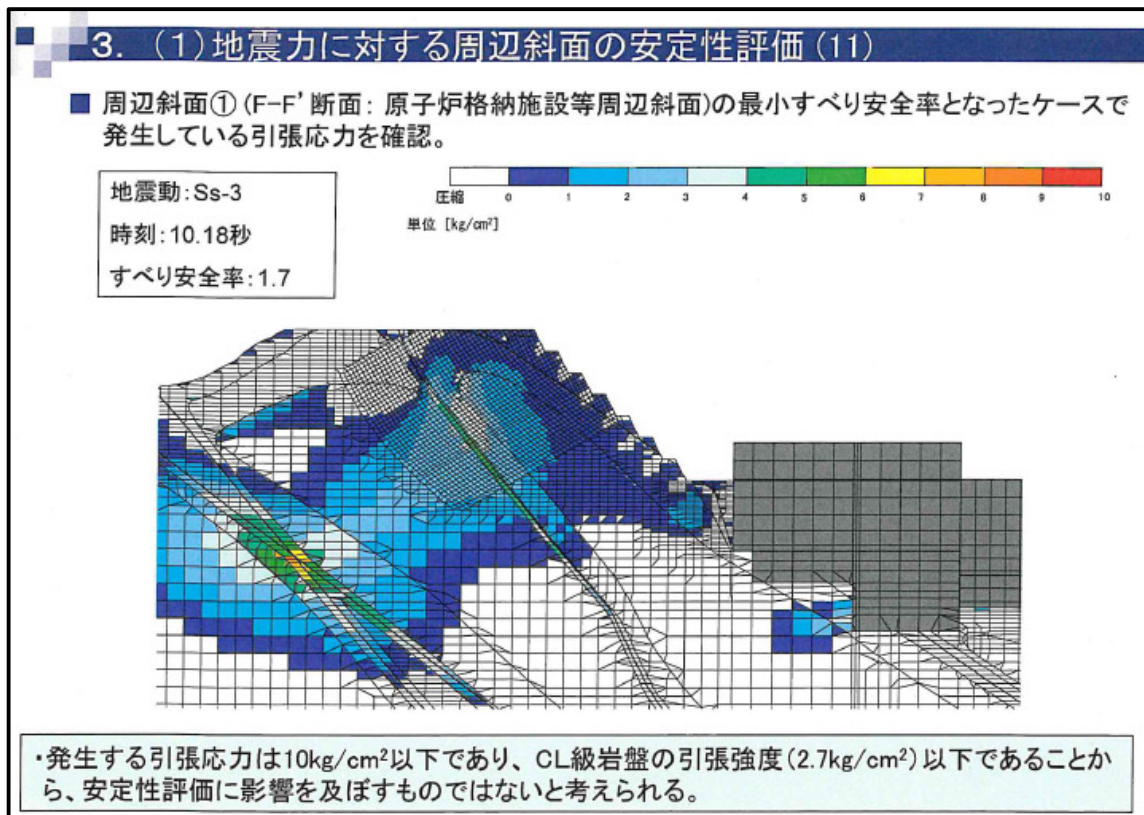
(4) 以上については赤松意見書（甲C第19号証）1～3頁を参照されたい。

2 周辺斜面の安定性評価について

(1) 原告は、美浜原発3号機の周辺斜面のF-F'断面において、「発生する引張応力は10 kg/cm²以下であり、CL級岩盤の引張強度（2.7 kg/cm²）以下であることから、安定性に影響を及ぼすものではないと考えられる。」と評価していることを指摘し、被告の評価は支離滅裂であると述べた（原告ら準備書面(78)第3の3（22～25頁））。


(2) これに対し、被告は、「上記10 kg」は「1.0 kg」の誤記であると主張してきた。（被告準備書面(61)29～30頁）

(3) あらためて、甲C第15号証109頁を下記に転記する。



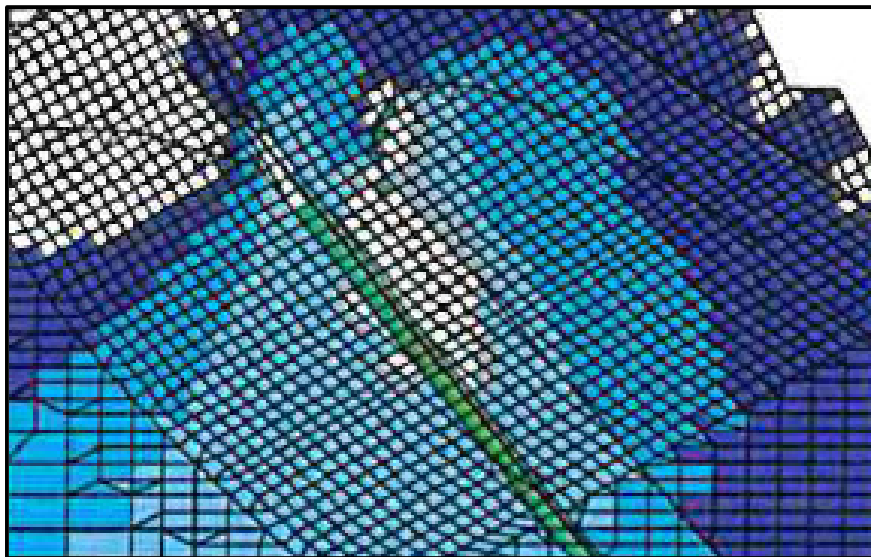
発生している引張応力は、濃い青色部分が1 kg/cm²以下、薄くなるにしたがって、2 kg/cm²、3 kg/cm²、4 kg/cm²と上昇し、緑色部分になると4～5 kg/cm²となる。そして、上記図面によれば、斜面の表層は濃い青色が主体であるが、斜面の内部に入っていくと引張応力が徐々に大きくなっていることがわかる。このことから、斜面がどのように崩れることを想定するか、すなわち想定するすべり面形状が重要であることがわかる。

(4) 被告によるすべり面形状の想定が判るのが乙C第40号証の1の28頁である。ここにすべり面形状が3通り想定されている。このうち、3番を下記に転記する。

3		Ss-1(+,+)	1.9 [24.38]
---	---	-----------	----------------

この3番のすべり面は、斜面がD破砕帯に沿ってすべることが想定されているのである。

それでは、D破砕帯に沿う部分の引張応力はどうなっているか。上記の甲C第15号証109頁のD破砕帯部分を拡大すると、次のとおりである。



これによれば、D破砕帯に沿う部分に発生する引張応力は4～6 kg/cm²（緑色）であり、その周辺も2～4 kg/cm²（薄い青色）であることが判る。そうすると、CL級岩盤の引張強度が2.7 kg/cm²であるというのであるから、想定されるSs-1の地震が美浜原発3号機を襲った時、当然のこととして、上記斜面が崩壊することになるのである。

(5) 以上については赤松意見書（甲C第19号証）4～6頁を参照されたい。

第5 結語

日本各地で地震が多発している昨今、日本列島はどこで巨大地震がおこっても不思議でない状況にある。本件各原発を稼働させることは極めて危険である。

以上